

みどりのまちなみ助成 (壁面緑化助成)

2021年度改定版



上記の写真は施工例です(実際に助成をした物件ではありません)

地球のいのち、つないでいこう



ささえあう^{いのち}生命の輪 ^わ目黒区生物多様性

四季折々の草花でたくさんの建物の壁面が緑化されれば、わたしたちは都市の中でも季節の移ろいやうるおいを感じることが出来ます。めぐろの“みどりの景観”を彩る壁面緑化に取り組んでみませんか。

【お問い合わせ】

目黒区都市整備部 みどり土木政策課 みどりの係
住所 〒153-8573 目黒区上目黒 2-19-15
電話 03-5722-9355

目黒区は「生物多様性地域戦略ささえあう^{いのち}生命の輪
野鳥のすめるまちづくり計画」を推進しています

助成手続きの流れ



みどり土木政策課みどりの係の窓口や電話
でご相談をお受けします。

必ず、工事をはじめの前に相談ください。
事前調査・現場説明も行います。

相談受付

代理人が申請する場合は、原則として、施主様
にお会いし、申請内容等の確認を行います。

**緑化計画書や樹木等の保全の協議が必要な場合は、
事前または同時に認定・協議の手続きが必要です。**

対象確認申請

みどりのまちなみ助成対象確認申請書は
ホームページからダウンロードできます。

みどりのまちなみ助成対象確認申請書
計画図〔案内図・平面図・求積図・立面図・断面図〕
内訳のある**工事見積書**の写し等
工事着手前の写真〔建築物全景・壁面部分〕
管理組合等の同意書など(共同住宅等)
耐荷重証明書など(屋上・ベランダを使用する場合)

書類審査

区から助成対象の基準に適合しているとの連絡・通
知があつてから緑化工事を行ってください。

書類審査には7～10日間ほどかかります。

緑化工事開始...完了

緑化工事が完了しましたら
区に連絡をください。

交付申請

みどりのまちなみ助成交付申請書はみどりの係の
窓口でお渡ししています。

みどりのまちなみ助成交付申請書
竣工図〔平面図・求積図・断面図〕
内訳のある**工事請求書**の写し等

完成後の現地検査・確認

原則として、緑化内容等の確認を行うため、施主様のお
立会いをお願いします。

助成金の請求

区長あての助成金請求書 **緑化計画書があるものは完了の
手続きが必要です。**

助成金の交付(入金)

助成金は申請者様の金融機関の口座へ振り込まれます

助成の条件

(詳しくはお尋ねください)

- ・建築物が建築基準法等の関係法令を厳守していること
- ・完成後(10年以上)の維持管理者が確定していること
- ・申請者と建築物の所有者が異なる場合は、その所有者の同意を得ること
- ・共同住宅で緑化する場合は、管理組合等の同意を得ていること
- ・屋上緑化助成も同一年度に受ける場合は、屋上緑化助成の助成金額と合わせて上限70万円まで
- ・緑化計画該当物件は緑化計画の認定を受けていること
- ・前面道路の幅員が4m以上あること
- ・完成後10年間、毎年区の現地検査(現況写真の提出等)に対応できること

目黒区が求める壁面緑化の緑化イメージ

- ・ヒートアイランド現象の緩和に貢献するみどり
- 人や建築に優しいみどり
- ・連続性があり良好なまちなみ景観を確保するみどり

壁面緑化の施工方法

壁面緑化助成では、次のように施工方法を分類しています。

登はん型 (付着型・巻き付き型・引掛り型)	下垂型 (補助器具有り・補助器具無し)	パネル型 (パネル型・マット型・ポケット型等)
壁面に下から直接壁面に付着させる方法、補助器具に巻き付かせる方法	屋上、ベランダに植栽し、壁面にそって、上部から植栽を垂らす方法	壁面にフレームなどを設置し、植栽と植栽基盤が一体化したユニットで緑化する方法

各施工方法で、緑色の矢印を助成範囲とします。緑化の高さ(又は合計高さ)は2m以上としてください。

出典許諾済: 「壁面緑化ガイドライン」東京都環境局都市地球環境部計画調整課 発行

助成対象

(1)最低の施工面積

- ・ 建物の壁面に 1.0 m²以上（緑化した面積又は補助器具の面積の大きい方）を新たにツル性植物等で緑化したものを対象にします。
- ・ 既存建築物でも条件により緑化の助成が受けられます。

(2)緑化施工場所

- ・ 建築物の壁面もしくは、建築物の外壁からおおむね 50 cm以内の壁面（又は補助器具）を緑化して覆った場合に対象にします。施工場所は接道部以外も対象にします。

(3)緑化の方法

- ・ 建築物が緑化基盤同士を固定したものを対象にします。
- ・ 緑化基盤が容易に移動できないものを対象にします。
- ・ 屋上等でプランターを用いる場合は、容量が 100（0.1 m³）以上を対象にします。
地上からの登はん型緑化の場合は、プランターを用い緑化しても対象になりません。

(4)最低限の保全期間

- ・ 完成後 10年以上保全し、枯れてしまった場合は施主が良好な状態に直してください。（**保全できなかった場合は、助成金の返還を求める場合があります。**）
- ・ 完成後 10年間は区の現地検査にご協力ください。

(5)緑化工事を行う前の申請

- ・ 緑化工事を行う前に必要書類を提出して助成対象確認を受けてください。

(6)耐荷重証明書

- ・ 屋上等から下垂型で壁面緑化を行う場合は必要になります。

助成基準

助成の区分によって、次の基準を満たしている必要があります。縁石設置や自動灌水装置の助成では、それぞれの植栽（又は補助器具設置）工事がなされた場所の延長又は面積が対象になります。

(1)新植栽

助成の分類	条件
登はん型	植栽地盤から2 m以上の植栽の高さを確保すること、（補助器具を使用する場合は、先端が植栽地盤から2 m以上の高さとする）
下垂型	植物の先端が植栽地盤から2 m以上の長さを確保すること（補助器具を使用する場合は、先端が植栽地盤から2 m以上の高さとする）
パネル型	地上から2 m以上のパネル高さを確保すること

- ・ 植栽密度および植栽内容の基準はありません。みどりが壁面を覆うよう植物の特性にあわせて植栽してください。常緑植物に限らず落葉植物も対象になります。
- ・ 登はん型は、壁面（又は補助器具）をツルバラ、ツル性植物、樹木等で覆うように緑化してください。
- ・ 下垂型は、建築物の屋上、2階以上の高さのベランダに植栽してください。
- ・ パネル型は、全面をみどりで覆ってください。種まきや苗木の植付けをした場合は除きます。
草花・野菜や一年性のツル性植物（ゴーヤ、ヘチマ、アサガオ等）を使用する場合は、植栽の年間計画が必要です。

(2)縁石設置

- ・ 縁石は、石材・コンクリート・木材・金属・樹脂・陶器・レンガ・タイル等を使い新たに設置するものを対象にします。
- ・ 接道部に、植栽の地盤面から 40 cm以下でボルト、釘、金具、接着剤コンクリート等で固定した縁石を新たに設置すると対象にします。
フェンス等の基礎で植栽に必要なものは助成の対象になりません。（補助器具としての効果があるものを除く）

パネル型のフレーム（枠材）は対象になりません。

(3)補助器具の設置

- ・ 登はん型及び下垂型で、建築物の外壁からおおむね 50 cm以内にフェンスやワイヤー等により植物を誘引するための器具を取り付けた場合に対象にします。
パネル型の本体（植栽基盤）は補助器具の設置費ではなく、新植栽費として扱います。

(4)自動灌水装置設置

- ・ 自動灌水装置は、タイマー・スイッチ・ボールタップ・バルブ等により自動的に灌水する装置が対象になります。
手動による灌水の道具（散水栓・ホース・散水ノズル等）は、助成対象になりません。
水道工事またはそれに付帯する工事（水栓設置等）は助成の対象になりません。

助成額

助成の区分に応じて、次の助成単価を適用します。

助成の区分	助成単価	
新植栽	登はん型	2,000 円 / m ²
	下垂型	4,000 円 / m ²
	パネル型	20,000 円 / m ²
縁石設置	5,000 円 / m	
補助器具設置	2,500 円 / m ²	
自動灌水装置設置	2,000 円 / m ²	

- ・ 1件の限度額は70万円までとします。（屋上緑化助成も申請する場合は合計で70万円までになります）
- ・ 助成金額の総額に千円未満の端数がある場合には、切り捨てます。
- ・ 実際の工事費単価が各区分の助成単価未満の場合は、実際にかかった工事費を助成します。
- ・ 補助器具の設置を行った場合には、植栽面積と補助器具の面積とを比較して、広い面積で助成します。
- ・ 緑化手法を複合して使用する場合は、相談してください。